

「持ち込みプログラム」の評価の基準について(案)

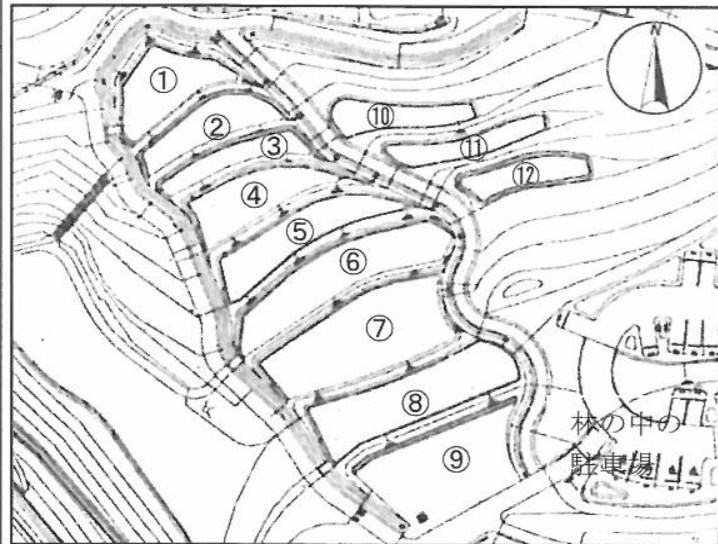
条件	項目	内容
応募条件	2人以上の団体	責任をもって実施できる2人以上のグループ
	理念との整合 ①景観や環境を大切にする ②みんなで作る ③地域の活性化につながる	<ul style="list-style-type: none"> ● 泉佐野丘陵緑地の施設や景観にマッチしている、みんなで自然を楽しめる、環境学習に関するものなど 例: 演奏会、園内の魅力さがしピクニック、昆虫観察会など 地域の子供達によるソバの栽培(郷の棚田)など ● 自然の素材やリサイクル素材などを利用したクラフトなど 例: ひつじのマスコットづくりなど ● 地域の伝統や公園の魅力を紹介した展示など 例: 伝統農具の展示、地元民話の紙芝居など ● 地域の活性化に役立つもの 例: 郷土料理の紹介など <p>※樹木の伐採等の維持管理系や田んぼ作り、水路づくり等の活動は、養成講座を受講したパーククラブが行っていますので、応募の対象としていません。</p>
	営利を目的としない	材料費の参加者負担は可能
	自主的な活動ができる	広く来園者を対象にし、ホストとして実施できる。 府が求める条件に自主的に対応ができる。
守るべき条件	環境への負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・植物への影響 ・昆虫への影響 ・野鳥への影響 ・地形への影響 ・景観への影響 ・周辺への影響(音・匂い・光など)
	景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 ・適切な維持管理 ・デザイン ・植物の種類
	管理ルールへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・火の使用 ・時間外の使用(早朝・夜間) ・コラボレーション区域のペットの持ち込み ・コラボレーション区域の自転車の持ち込み
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の使用 ・人員整理 ・駐車場整理
付加条件	森づくりへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の森との連携 ・パークレンジャーとの連携
	公園の資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の植物(ハーブ・どんぐりなど)の利用 ・公園の土の利用 ・公園の廃材の利用 ・公園の樹木の利用
	PR普及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、フェイスブックへの掲載 ・チラシの配布

○郷の棚田プログラム応募一覧表

受付	グループ名	企画名	企画内容	評価項目(案)												事務局による総合評価	備考
				必修の条件				事務局による必須条件の評価	その他考慮すべき条件				付加条件				
				2人以上の団体	理念との整合 ①景観や環境を大切にする ②みんなでつくる ③地域の活性化につながる	営利を目的としない	自主的な活動ができる		環境への負荷	景観への影響	管理ルールへの影響	安全性	森づくりへの貢献	公園資源の利用(収穫物)	PR普及効果		
1		花と輪	雑草取り 耕運機(府の協力)を入れ畝づくり 腐葉土などを入れて土作りをする 種をまき花を育てる 耕運機(府の協力)などで元の状態に戻す	○	①	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	
2		ハーブづくり	①畑をきれいにする→(耕す機械を貸してください) ②種をまく ③水やり草取り ④花咲く (⑤時期にもよりますが、ポツづくりやお茶作りの企画につなげていけたら幸いです。) (上之郷18組の親子を中心に声をかけて土いじり運動でふれあい交流をしたいと思います)	○	①②③	○	○	○	○	○	—	○	—	○ 収穫物を活用したプログラムを予定	—	◎	

【参考】・・・棚田詳細図

- ① 143㎡ (約43坪)
- ② 104㎡ (約32坪)
- ③ 76㎡ (約23坪)
- ④ 143㎡ (約43坪)
- ⑤ 153㎡ (約46坪)
- ⑥ 216㎡ (約65坪)
- ⑦ 302㎡ (約92坪)
- ⑧ 297㎡ (約90坪)
- ⑨ 287㎡ (約87坪)
- ⑩ 91㎡ (約28坪)
- ⑪ 68㎡ (約21坪)
- ⑫ 70㎡ (約21坪)



「郷の棚田プログラム」実施におけるルールと覚書等の締結について

⑤覚書等の締結

「郷の棚田プログラム」実施におけるルール（案）

（目的）

この規約は、利用者が主体的に泉佐野丘陵緑地の郷の棚田を管理し、美しい景観の形成を図り、来園者に提供を図るイベント等の利用についての基本的な事項を定めるものとする。

（維持管理）

- 1 利用者は、原則として有機栽培、無農薬栽培及び低農薬栽培を理解し、実践すること。
- 2 利用者は、除草剤を使用してはならない。
- 3 利用者は、利用者の責任において廃棄物、ごみ等の適切な処理をしなければならない。
- 4 利用者は、良好な景観を維持するため、栽培管理を適切に行うように努めるものとする。
- 5 機械の持ち込みについて利用者は、府の許可を得てその指示に従わなければならない。
- 6 利用者は、栽培したものを個人的な消費、販売や譲渡などに使用してならない。ただし、泉佐野丘陵緑地のイベントなどに提供し、来園者とともに消費することはできるものとする。特に、収穫を伴う植物を栽培するときは、必ず収穫物の利用計画を立てること。
- 7 府は、灌水用の水の提供及び、保有する道具の貸与を行うものとする。
- 8 府は、泉佐野丘陵緑地の維持管理水準に合わせて、畔部と斜面部の除草や水路の補修などの管理を行うものとする。

（補償）

- 1 いかなる災害及び野生の動物やいたずらなどによる損失も府は補償しないものとする。
- 2 府が災害復旧など緊急かつやむを得ないと判断した場合、利用期間内であっても利用の中止や、栽培物の除去を行うことができるものとする。この場合においても府は、栽培物の補償はしないものとする。

（許可の終了）

- 1 利用者は、許可の期間の終了日までに、郷の棚田を原状に復旧すること。
- 2 利用者は、許可の期間の終了後、郷の棚田に対して何らの権利、義務は発生しないものとする。
- 3 府は、利用者が本規約に違反し、府の指示に従い改善されない場合は、許可を取消しする。この場合、利用者は、直ちに郷の棚田を原状に回復しなければならないものとする。

（許可の継続）

今回の郷のプログラムの実施期間は、H28年3月31日までとしているが、継続については実施内容等を評価するなど今後審議会に諮るなどして検討していく。

（事故の補償）

公園での利用にあたり、発生した怪我や事故は自己責任とする。

（損害の賠償）

利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、府の同意を受けなければならない。

上記ルールを厳守していただき、府と覚書を締結し、活動を実施していただく。